

3-3 新規事業の要求後に事業化理由を再検討

～直轄河川管理区間の連続性が途切れる～

1. 立場と仕事

地方建設局（整備局）に入省し13年が過ぎ、局の河川部で管内の直轄河川事業に関わる事業計画及び予算を担当する係長の立場にあった。

2. 遭遇した事態

直轄河川区間の上流に位置する老朽化した堰の改修を国土交通省の河川事業として行うべく、「開発事業」の新規案件として直轄管理区間の延伸と合わせ、局から本省に事業化要求を行った。ところが、国土交通省と農林水産省の協議の結果、当該堰は農林水産省の補助事業として県が施工することとなり、直轄の開発事業としての事業化はできないこととなった。このとき、新規事業化についての要求書類は既に本省に提出済みとなっており、事業内容と申請理由の変更を本省から指示されることとなった。本来であれば、新規事業化自体を取り下げるべき事態だったが、予算要求の正式文書を発出した後なので取り下げまでは行いたくないとのことだった。

直轄事業として堰の改築は行わない前提のもとで、直轄管理区間の延伸をどのように説明するかがポイントとなり、堰の改修範囲を除外して取り組む直轄事業の内容とその理由について改めて検討することになった。これは、連続して管理することが一般的な直轄河川の管理区間を分割して管理することを前提にしたものであり、自分にとっては大変気がかりな点だった。

3. 対応内容とその結果

どのような事業が考えられるか知恵を絞った。そして、本省の担当部局の課長補佐や係長と協議を重ね、出した答えは、直轄区間に編入する区間の河川改修事業だった。当該区間がかつての大規模台風の被災箇所であったこと等を理由にした。

変更理由の整理については本省から協力的な対応を受けた。そして、河川改修事業の範囲を一部変更したものの新規事業化は認められた。直轄管理区間の延伸も認められることとなったが、懸念されたように直轄管理区間は連続しないものとなった。このような直轄河川は管内においてはなく、極めて異例な事態となった。なお、堰は県の事業として事業化された。

この事案では、開発事業の取り扱いは慎重に行わなくてはならないことを学んだ。また、本省を巻き込んだ事業調整についてよい経験を積むことができた。しかし、このような直轄管理区間になってしまったことには、係わった者として今もなお忸怩たる思いがしている。